

岐阜県公報

目次

告 示

○道路の供用開始

○保安林に指定する予定

公 示

○令和八年度砂利採取業務主任者試験の実施

(道路維持課) 三五一

(下呂農林事務所) 三五一

(商工労働政策課) 三五一

告 示

岐阜県告示第四百八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年八月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更又は 告示年月 日)
県道	上石津線 多賀	大垣市上石津町時山字東出二 一番二地先から 同市同 字同 三 六番一地先まで	一一〇・五	令和 八・八・三	令和 五・一〇・二四

岐阜県告示第四百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和八年八月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市蛇之尾字大ダワ二一四〇の一六

二 指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

○令和八年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施しますので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公示します。

令和八年八月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 試験期日及び時間

令和八年十一月十三日（金）午前十時から正午まで（二二〇分）

二 試験場所

岐阜市藪田南五丁目一四番一二号 岐阜県シンクタンク庁舎五階 大会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験手続

1 申込用紙の配布

受験願書の用紙は、令和八年八月二十四日（月）から岐阜県商工労働部商工労働政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所で配布します。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書等請求」と朱書して、百十円分の切手（三部まで送付可）を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封の上、〒五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番

一号 岐阜県商工労働部商工労働政策課に請求してください。

なお、インターネットにより受験を申し込む場合は、受験願書の作成は不要です。

2 申込方法

(一) インターネットによる受験申込み

以下のURLにアクセスして申し込んでください。

申込ページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6370.html>

(二) 持参による受験申込み

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工労働政策課、同部岐阜地域産業労働室又は各県事務所に提出してください。

(ア) 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとしします。）

(イ) 受験票（用紙は、受験願書と同時に配布します。）

3 申込受付期間

(一) インターネットによる受験申込み

令和八年十月一日（木）午前八時三十分から同月十五日（木）までとします。

(二) 持参による受験申込み

令和八年十月一日（木）から同月十五日（木）までの毎日午前八時三十分から午後五時十五分までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

五 受験手数料

手数料は、八千百円とし、インターネットにより受験を申し込む場合は、同額をクレジットカード、Paypay又はPay-easyで決済してください。持参により受験を申し込む場合は、受付で同額を納付してください。

なお、受験手数料は、申込受付後は返還しません。

六 合格者の発表

令和八年十二月二十七日（金）に試験に合格した者の受験番号を岐阜県庁ホームページに掲載するとともに、岐阜県庁掲示板に掲示します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

令和八年度砂利採取業務主任者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

可否発表の日から一月間

3 提供する場所

県庁情報公開・行政相談窓口（県庁一階）及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他受験者本人であることを確認できる顔写真が貼付された証明書等のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工労働政策課鉱政・亜炭鉱廃坑対策係（電話〇五八―二七二―八三五九（直通））に問い合わせてください。

令和八年八月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社